

## 全国がん登録医療機関向け説明会質疑応答

項目	NO	質問	回答
届出	1	平成 28 年 3 月 31 日に廃院となる医療機関があるが、その場合も全国がん登録届出対象となるのか。	平成 28 年 3 月 31 日までの診断分が届出対象となります。原則として、廃院後であっても、その管理者であった者については、廃院の日までに生じた必要な届出等に対応していただく必要があります。
届出	2	診断年の古い症例の届出については、いつまで遡って届出するのか。	診断してから 5 年以上、経過した症例は、情報も不確かなので、届出は不要となります。
届出	3	がんの疑いでも、がん登録の届出をする必要があるのか。	がんの疑いであれば、届出の必要はありませんが、病理組織診断による確定診断は必須ではなく、臨床的にがんと診断された時点で届出対象となります。
届出	4	高血圧等のがん以外の症状の治療のため、自施設を受診した場合、届出の必要はあるのか。	がんの治療目的以外の受診であれば、届出は不要となります。
届出	5	全国がん登録の電子届出票はあるのか。	平成 28 年 1 月 4 日より、国立がん研究センターのホームページ、「全国がん登録届出支援サイト」からダウンロードが可能となる予定です。
届出	6	届出項目の住所とは、住民票・保険証記載・本人が現に居住する住所が異なる場合は、いずれの住所を採用すべきか	住民票上の住所とします。
届出	7	がん登録の届出を医療機関が郵送する場合、医療機関の責任範囲はどこまでか。	法第 28 条第 7 項及び第 29 条第 7 項において、病院等において届出に関する業務に従事する者又はしていた者に関し、秘密保持義務及び漏洩等の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずることが規定されていることから、がん登録の届出が県（県立がんセンター）に到達するまでは、医療機関の責任となります。
保存	8	医療機関で、がん登録データを保存する場合は、何年間保存する必要があるのか。	届出後 5 年間を目安に保存してください。

利用	9	法第 20 条に基づき、提供された都道府県がん情報を病院内で共有し、患者の予後を把握する資料を作成することは可能か。	法第 20 条及び院内がん登録指針に基づき、患者本人の利益を不当に侵害しない限り、院内がん登録及び調査研究に必要な範囲で、提供された情報を利用することが可能です。また、国において、情報の利用に関するマニュアルについて検討しており、その中で事例を踏まえた方針を示す予定とのことです。
その他	10	全国がん登録が開始されるにあたり、患者や医療機関へのあらためての通知などはあるのか。	通知は行いません。なお、国立がん研究センター等のホームページで全国がん登録を理解するための普及啓発リーフレット等をダウンロードすることができますので、ご活用ください。
その他	11	中小規模の医療機関は、ICD-0-3 の専門知識を理解している担当者が少ないと思うが、実務担当者向けに研修を考えているのか。	要望等を踏まえ、今後の研修実施を検討していきます。また、国立がん研究センターでもがん登録の研修を実施していますので、利用していただく方法もあります。